

学術研究都市ファンクラブ「ひびきの会」会員規約

(設立の目的)

第 1 条 学術研究都市ファンクラブ「ひびきの会」(以下「ひびきの会」という。)は、北九州学術研究都市における産学連携事業等へ積極的に参画することにより、北九州学術研究都市の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

- 第 2 条** ひびきの会は、この目的に賛同する企業及び個人の会員により組織する。
- 2 ひびきの会には、代表幹事、監事及び事務局を置く。
 - 3 代表幹事は、公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長が務めることとし、事務局は、同財団の総務企画部に置く。
 - 4 監事は、会員の中から選出する。

(入退会)

- 第 3 条** 入会の届出は、別記様式の入会届により代表幹事に届け出るものとし、受理された時点をもって会員とする。
- 2 会員は、退会する場合は代表幹事に届け出なければならない。
 - 3 3年以上会費を未納の会員は、退会したものとみなすことができる。

(会費)

- 第 4 条** 会費は、企業会員は1口当り年間3万円、個人会員は1口当り年間1万円とし、申込み口数については会員に委ねるものとする。
- 2 年度中途に入会する場合及び退会する場合の会費についても、同様とする。

(会費の支払時期、支払の方法)

- 第 5 条** 会員は、申し込み初年度は申込み月の翌月までに、次年度以降は毎年6月末日までに会費を支払う。
- 2 会費の納入は、別に定める代表幹事口座への振込みによるものとする。

(会費の使途)

- 第 6 条** 会費は、第1条の目的を達成するため、公益財団法人北九州産業学術推進機構等が会員をその対象に含めて実施する各事業の経費に充てるものとする。
- 2 会員は、前項の事業等において、代表幹事が別に定める特典を受けることができる。

(会計報告)

- 第 7 条** 会計は、年度で区分し、会費の使途等については、年度終了後速やかに監事による会計監査を行い、会員に報告するものとする。

(委任)

- 第 8 条** この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

付 則

この規約は、平成14年5月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成15年5月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成17年5月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。